

一般社団法人 全国船舶無線協会

会費徴収及び入会金納入規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第7条の規定に基づく会費及び入会金の納入方法を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 会費の額は、通常会員、地区会員、賛助会員とも会費の額は、通常会員、地区会員、賛助会員とも四半期30,000円とする。

(会費の徴収)

第3条 会費の徴収は、本部において行うものとする。

(会費の徴収期)

第4条 各会計年度の会費は、次の4期に分けて徴収するものとする。

第1四半期 4月1日から6月30日まで

第2四半期 7月1日から9月30日まで

第3四半期 10月1日から12月31日まで

第4四半期 1月1日から3月31日まで

2 前項の納入通知は、年度初めに4期分の会費を会員の代表者へ郵送するものとする。

(会費の納入)

第5条 会員は、前条の各四半期の最初の月の月末までに当該四半期分の会費を協会に納めなければならない。この場合、会員は、その年度に属する会費2四半期分以上まとめて前納することができる。

2 前項の会費の納入は、原則として協会が指定する銀行口座又は振替口座へ送金する（振込手数料等は、会員が負担する。）ものとする。

(新規加入者および退会者の会費)

第6条 新規加入者は、その入会日のいかににかかわらず入会日の属する四半期分の会費を納めなければならない。

2 退会者は、その退会日のいかににかかわらず退会日の属する四半期分の会費を納めなければならない。退会日は、退会者が退会届に記載した「退会年月日」とする。

(会費の返金)

第7条 退会者が、第5条により前納した会費については、退会日の属する四半期を超える会費は返金する。

2 前項の会費の返金は、会員が指定する銀行口座又は振替口座へ振込手数料等を差し引いて送金する。

(領収書の交付)

第8条 協会は、会費納入後に当該会員から領収書の交付請求があった場合は、直ちに当該会員に対し会費領収書を交付しなければならない。

(会費の送付)

第9条 削除

(入会金の納入)

第10条 定款第7条第2項の規定に基づく入会金は、通常会員が100,000、地区会員が50,000円とする。

2 前項の入会金は、原則として協会が指定する銀行口座又は振替口座へ送金する(振込手数料等は、会員が負担する。)するものとする。

3 本部は、入会金の納入を確認したときは、遅滞なくその旨を支部に通知しなければならない。

(入会金の送付)

第11条 削除

(賛助会員の特例)

第11条 本会は、会の運営上必要があると認められる場合は、理事会の決議を経て、支部に属さない賛助会員の入会を認めることができる。

2 前項の賛助会員の会費については、第2条の規定にかかわらず総会の決議を経て別に定めるところによる。

附 則

1 この規程は、昭和39年9月21日から施行する。

2 この規程は、昭和49年6月12日から施行する。

3 この規程は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和51年6月16日から施行する。

2 社団法人全国船舶無線工事協会地方支部規程の一部を次のように改正する。
第5条中「会員の範囲は、」の次に「別に定めのある場合を除き、」を加える。

附 則

この規程は、平成21年2月27日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人全国船舶無線工事協会の定款施行の日(平成24年4月1日)から施行する。ただし、入会金の額については、総会の決議をもって一般社団法人全国船舶無線工事協会の定款施行の日から適用するものとする。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(2020年10月22日)

この規程は、2020年10月22日から施行する。